

新潟市都市計画マスタープラン（区別構想）の改定について

■新潟市都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）とは

都市計画法に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画（にいがた未来ビジョン）と、新潟県が定める新潟都市計画区域マスタープランの方針に即して定めている。

⇒都市マスとは、住宅・工業・商業の土地利用や、
道路、公園、下水道などの都市施設に関する
将来計画について定めたまちづくりの基本方針のことです。

(R2. 8. 27 北区自治協議会配布資料より)

■「区別構想」の位置づけ

- 都市マスは「全体構想」と「区別構想」の観点から将来計画について定める。
 - ・「全体構想」では、新潟市全域を対象とした、都市づくりに関わる分野におけるこれからの進め方について長期的な展望を示す。
 - ・「区別構想」では、全体構想を踏まえつつ、各区の特性を考慮し、各区の将来像と方向性を示す。

■「区別構想」改定の考え方

- 基本的な都市づくりのビジョンは現行計画（平成 20 年策定）を引き継ぐ。
- これまでの社会情勢や市の状況を鑑み、20 年先を見据えつつ今後 10 年の計画の改定を行う。
- 現行計画の構成は、「区づくりの方向性」「構想図」の 2 項目各 1 頁であったが、改定後の構成は「区の概要」「現状と課題」「区づくりの方向性」「区づくりの構想図」の 4 項目各 1 頁とする。※8 区共通

■今後のスケジュール

令和 2 年 12 月	令和 3 年 1 月	令和 3 年 4 月以降
【区別構想】 自治協議会（全体会）へ素案 提示及び意見徴収	【区別構想】 自治協議会（全体会）へ修正 案説明	【都市マス(素案)】 パブリックコメント ↓ 【都市マス(原案)】 市議会議決

